

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定によりふるさと納税寄附金に係る指定納付受託者を下記のとおり指定しました

令和5年4月1日

1 受託者の住所、氏名

- ・東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- ・北海道札幌市中央区大通3丁目11番地
株式会社札幌北洋カード
- ・名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
トヨタファイナンス株式会社
- ・東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
楽天グループ株式会社
- ・東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階
株式会社DCファイナンシャルテクノロジー
- ・東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 52階
株式会社クレディセゾン
- ・東京都渋谷区桜丘町2-2-14 NESビルN棟2階
株式会社アイモバイル
- ・東京都千代田区紀尾井町1-3
PayPay株式会社
- ・東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
SBペイメントサービス株式会社

2 指定日

令和5年4月1日

3 指定期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日

4 納付させる歳入

ふるさと納税ポータルサイトを經由した各種クレジットカード決済及びマルチペイメントサービス決済を利用して納付される北海道岩内町への寄附金